

事務連絡
令和4年7月29日

市内障害福祉サービス等事業者様

奈良市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に係る届出について

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、令和4年10月より、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に加え、ベースアップ等支援加算が新設されることとなりました。つきましては、令和4年10月実績分より当該加算の算定をお考えの事業者におかれましては、以下に示す通り書類の提出等のご対応をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

奈良市が指定する指定障害福祉サービス等事業所(※一部サービス除く)
※加算非対象サービス…就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、
障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2. 提出書類

※各様式は今回送付する様式を必ず使用してください！

【障害福祉サービス事業所】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書(★)

【障害児通所支援事業所】

- ・障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書(★)

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(★)障害福祉サービス等処遇改善計画書

ベースアップ等支援加算を算定…別紙様式 2-1、2-2、2-3、2-4

※既に令和4年度において福祉・介護職員処遇改善加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算)を算定している事業者で、ベースアップ等支援加算を算定しない場合は、書類の提出は不

要です。

3. 提出期限及び提出方法

(令和4年10月から算定する場合)

郵送にて、令和4年8月31日(水)(※消印有効)までに提出

郵送先:〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 障がい福祉課 指定係 宛

(封筒に「処遇改善計画書等在中」等の記載をお願いします。)

4. 留意事項

- ・上記提出期限までに提出が無い場合は、算定開始月が1か月単位で遅れることとなります。
- ・上記提出期限までに書類の提出があった場合においても、提出書類が不足している等の場合は受付できません。
- ・メールやFAXでの提出は受付しておりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、直接来課の上でのご提出についてもできる限りお控えください。
- ・疑問点等がある場合は、以下の担当係宛に質問票を使用してメールにてご質問くださいますようお願いいたします。
- ・届出書控えへの押印をご希望の場合は、届出書の控えと返信用封筒を同封してください。
- ・ベースアップ等支援加算の算定に当たっては、別添の国通知(福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について)を必ずご確認ください。
- ・別紙様式2-1について、すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等支援加算の算定に必要なセルのみ記入してください。

【担当】

奈良市 障がい福祉課 指定係

(事業者質問用) MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp